

# 運動部活動顧問等の部活動等指導中における 暴力・体罰・セクハラ等に対する大阪中学校体育連盟の対応

大阪中学校体育連盟

## 1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

大阪中学校体育連盟が主催する全ての大会に出場するチーム・参加生徒の引率者、監督者、部活動指導員、外部指導者は、部活動等の指導中※における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の代表者及び指導者については、（公財）日本スポーツ協会公認指導者の処分等に該当していない者であること。

なお、懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等に対する指導措置は、校長が行い、監督等の条件及び対応等は、上記と同様に考える。

※ 本連盟主催大会及び日々の運動部活動・地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の練習及びこれらに付随する指導に関わる場面における指導者等の暴力・体罰・セクハラ等の根絶が目的となることから、通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別することとなるが、目的の達成に支障が出ると考えられるような事象である場合は、会長及び理事長の判断により対処する。

### ● 以下の文を本連盟主催大会各競技要項の「引率者及び監督」の項に記載する

大阪中学校体育連盟が主催する大会に出場するチーム・参加生徒の引率者、監督者、部活動指導員等は、部活動等の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。また、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の指導者においては、（公財）日本スポーツ協会（関係競技団体）公認指導者の処分等に該当していない者であることとしている。

校長（代表者）は、この点を確認して、大会申込書を作成する。

なお、外部指導者は、校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

## 2 本連盟による対応・処置の対象となる者

- ・各中学校等に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等
- ・本連盟に登録をしている地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の代表者及び指導者※

※ 少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保すべく、学校部活動に代わり行われている地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）について参加を認めていることから、学校の教職員が当該団体等の代表者及び指導者等を担っている場合があるが、この場合は、当該代表者及び指導者等が任命権者又は学校設置者からの懲戒処分についても対応・処置の対象とする。

## 3 本連盟の対応

- ① 暴力等により任命権者又は学校設置者、（公財）日本スポーツ協会、関係競技団体等から処分を受けていることが明確になった教職員及び指導者は、本連盟における全ての役職を停止する。  
※ 後任の補充は、本連盟会長、該当競技部長と相談し選出する。
- ② 暴力等により任命権者又は学校設置者等から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。

## 4 判定及びその時期

- ・学校の教職員にあつては、当該校の校長が懲戒処分を確認した時点
- ・地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の代表者等にあつては、（公財）日本スポーツ協会、

関係競技団体等から処分を受けた時点※

※ 本連盟に登録をしている地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、処分を受けた時点で本連盟に報告することを基本とし、やむを得ない事情等により報告ができない場合を除き報告が適切に行われない場合で、処分を受けたことが発覚した場合は、下記違反行為回数に限らず、以降一切の資格を認めない。

## 5 期間

### ① 違反行為 1 回目

上記時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する競技種目が変更となっても継続するものとする。

### ② 違反行為 2 回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。

## 6 本対応は、令和6年10月30日より施行適用する。